字木取岨　一七五九番一地先　十八号
字屋敷　二二二四番地先　二十六号
一四八九番　二十七号
一四九二番　二十八号
甲一五〇七番　二十九号
一五二〇番　三十号
一五二三番　三十一号
字新屋　一五三三番二　三十二号
一五三五番一　三十三号
一五三九番　三十四号
一五四〇番　三十五号
一五四四番一　三十六号

○国土交通省告示第四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

篠堂谷中（右一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市川北町字重行一三九三番地地内四等三角点篠堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一一三度五六分四八秒　六七一・八二七メートルの地点　一号
標柱一号から二九八度五六分五九秒　一二・二六八メートルの地点　二号
標柱二号から二七八度〇分二二秒　三〇・六六七メートルの地点　三号
標柱三号から二二一度五六分四四秒　四八・九四一メートルの地点　四号
標柱四号から二九八度〇分三四秒　一二・一五八メートルの地点　五号
標柱五号から三一七度二五分五四秒　六七・〇一五メートルの地点　六号
標柱六号から二七度二八分三六秒　一一・〇〇〇メートルの地点　七号
標柱七号から一一五度五三分三九秒　三四・〇一四メートルの地点　八号
標柱八号から七〇度一〇分二四秒　一四・六二三メートルの地点　九号
標柱九号から三二六度四一分四八秒　二五・一九四メートルの地点　十号
標柱十号から一四度五二分三四秒　二五・七六五メートルの地点　十一号
標柱十一号から三三五度二〇分四九秒　三三・七八三メートルの地点　十二号
標柱十二号から五四度四六分四七秒　四・六九七メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四〇度二四分三六秒　三五・八一一メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇七度八分一四秒　四四・三五〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一七三度四六分五一秒　四〇・二二三メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二三度五五分三五秒　三八・〇二八メートルの地点　十七号

○海上保安庁告示第九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月十七日

名称　海上保安庁長官　鈴木　久泰
位置　小泊岬南灯台
所在地　青森県北津軽郡中泊町（小泊岬南側）
北緯　四一―〇七―二九
東経　一四〇―一四―五八
変更した事項　灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月十二日

○海上保安庁告示第十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月十七日

名称　海上保安庁長官　鈴木　久泰
位置　阿久根桑島北灯浮標
所在地　手埼（鹿児島県阿久根市（桑島））の北方約三二〇メートル
北緯　三二―〇二―二四
東経　一三〇―〇九―四八
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成二十二年十一月十三日

名称　火埼灯台
位置　鹿児島県肝属郡肝付町（火埼）
北緯　三一―一六―五二
東経　一三一―〇七―五一
変更した事項　灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで六三メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十五日

○海上保安庁告示第十一号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月十七日

名称　海上保安庁長官　鈴木　久泰
位置　開発局苫小牧港東港区弁天導灯（前灯）
所在地　北海道苫小牧港（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北北東方約四・二キロメートル）
北緯　四二―三七―〇三
東経　一四一―四六―五五
塗色及び構造　灯質　不動緑光
光度　一、〇〇〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
点灯年月日　平成二十二年十一月十六日
記事　北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所管理

名称　開発局苫小牧港東港区弁天導灯（後灯）
位置　北海道苫小牧港（前灯の北北東方約一・一キロメートル）
北緯　四二―三七―三八
東経　一四一―四七―〇六
塗色及び構造　赤色三角形頭標付　灰白色　柱形　不動緑光
灯質　一、〇〇〇カンデラ
光度　九・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
高さ　一二・三度
点灯年月日　平成二十二年十一月十六日
記事　北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所管理

○海上保安庁告示第十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月十七日

名称　海上保安庁長官　鈴木　久泰
位置　北海道虻田郡豊浦町（礼文港東防波堤外端）
北緯　四二―三四―二五
東経　一四〇―三五―五三
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十一月十六日